

電気料金プラン約款【グリーンエコプラン（再エネでんき）】【グリーンエコプラン（再エネでんき）C】【グリーンエコプラン（再エネでんき）動力】の新旧対照表

	(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)
名 称	電気料金プラン約款 【グリーンエコプラン（再エネでんき）】 【グリーンエコプラン（再エネでんき）C】 【グリーンエコプラン（再エネでんき）動力】	電気料金プラン約款 【グリーンエコプラン（再エネでんき）】 【グリーンエコプラン（再エネでんき）C】 【グリーンエコプラン（再エネでんき）動力】
実施期日	1 実施期日 電気料金プラン約款は、 <u>2023年4月1日</u> より実施いたします。	1 実施期日 電気料金プラン約款は、 <u>2022年12月1日</u> より実施いたします。
定義、契約種別、日割計算、電気料金プラン約款の変更および廃止	<p>2 定義</p> <p>次の用語は、電気料金プラン約款において、それぞれ次の意味で使用し、その他の用語については、電気需給約款に規定するところによります。</p> <p>(1) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(2) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(3) 貿易統計 関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。</p> <p>(4) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>3 契約種別</p> <p>(1) グリーンエコプラン(再エネでんき)</p> <p>イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が60アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等から当社または<u>一般送配電事業者等</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>一般送配電事業者等</u>によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p>	<p>2 定義</p> <p>次の用語は、電気料金プラン約款において、それぞれ次の意味で使用し、その他の用語については、電気需給約款に規定するところによります。</p> <p>(1) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(2) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(3) 貿易統計 関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。</p> <p>(4) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>3 契約種別</p> <p>(1) グリーンエコプラン(再エネでんき)</p> <p>イ 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が60アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備の状況等から当社または<u>一般送配電事業者</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>一般送配電事業者</u>によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p>

(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。
(ロ) 一般送配電事業者等により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。
b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)
=電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

Table with 2 columns: Contract Current (契約電流) and Basic Charge (基本料金). Rows include 10A, 15A, 20A, 30A, 40A, and 50A with corresponding charges like 891円00銭 and 1,332円00銭.

(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流の値を引き継ぐことがあります。
(ロ) 一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等の取り付けが行われないことがあります。

ニ 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。
b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。

- (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)
=電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

- (ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

Table with 2 columns: Contract Current (契約電流) and Basic Charge (基本料金). Rows include 10A, 15A, 20A, 30A, 40A, and 50A with corresponding charges like 858円00銭 and 1,277円00銭.

(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)

契約電流 60 アンペア 1,629 円 00 銭

(二) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

a 30アンペア以下

120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>23 円 51 銭</u>
120 キロワット時をこえ	<u>27 円 65 銭</u>
200 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27 円 67 銭</u>
200 キロワット時をこえ	<u>27 円 69 銭</u>
250 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27 円 69 銭</u>
250 キロワット時をこえ	<u>27 円 69 銭</u>
300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>28 円 92 銭</u>
300 キロワット時をこえ	<u>28 円 92 銭</u>
350 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>29 円 45 銭</u>
350 キロワット時をこえ	<u>29 円 45 銭</u>
400 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 06 銭</u>
400 キロワット時をこえ	<u>30 円 06 銭</u>
500 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 89 銭</u>
500 キロワット時をこえ	<u>30 円 89 銭</u>
700 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 91 銭</u>
700 キロワット時をこえ	<u>30 円 91 銭</u>
1,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 93 銭</u>
1,000 キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>30 円 93 銭</u>

b 40アンペア以上

120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>23 円 51 銭</u>
120 キロワット時をこえ	<u>27 円 95 銭</u>
200 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27 円 97 銭</u>
200 キロワット時をこえ	<u>27 円 97 銭</u>
250 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27 円 99 銭</u>
250 キロワット時をこえ	<u>27 円 99 銭</u>
300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>28 円 92 銭</u>
300 キロワット時をこえ	<u>28 円 92 銭</u>
350 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>29 円 45 銭</u>
350 キロワット時をこえ	<u>29 円 45 銭</u>
400 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 06 銭</u>
400 キロワット時をこえ	<u>30 円 06 銭</u>
500 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 89 銭</u>
500 キロワット時をこえ	<u>30 円 89 銭</u>
700 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 91 銭</u>
700 キロワット時をこえ	<u>30 円 91 銭</u>
1,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 91 銭</u>

(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)

契約電流 60 アンペア 1,563 円 00 銭

(二) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。

a 30アンペア以下

120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>23 円 22 銭</u>
120 キロワット時をこえ	<u>27 円 36 銭</u>
200 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27 円 38 銭</u>
200 キロワット時をこえ	<u>27 円 40 銭</u>
250 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27 円 40 銭</u>
250 キロワット時をこえ	<u>27 円 40 銭</u>
300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>28 円 63 銭</u>
300 キロワット時をこえ	<u>28 円 63 銭</u>
350 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>29 円 16 銭</u>
350 キロワット時をこえ	<u>29 円 16 銭</u>
400 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>29 円 77 銭</u>
400 キロワット時をこえ	<u>29 円 77 銭</u>
500 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 60 銭</u>
500 キロワット時をこえ	<u>30 円 60 銭</u>
700 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 62 銭</u>
700 キロワット時をこえ	<u>30 円 62 銭</u>
1,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 64 銭</u>
1,000 キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>30 円 64 銭</u>

b 40アンペア以上

120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>23 円 22 銭</u>
120 キロワット時をこえ	<u>27 円 66 銭</u>
200 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27 円 68 銭</u>
200 キロワット時をこえ	<u>27 円 70 銭</u>
250 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27 円 70 銭</u>
250 キロワット時をこえ	<u>27 円 70 銭</u>
300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>28 円 63 銭</u>
300 キロワット時をこえ	<u>28 円 63 銭</u>
350 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>29 円 16 銭</u>
350 キロワット時をこえ	<u>29 円 16 銭</u>
400 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>29 円 77 銭</u>
400 キロワット時をこえ	<u>29 円 77 銭</u>
500 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 60 銭</u>
500 キロワット時をこえ	<u>30 円 60 銭</u>
700 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 62 銭</u>
700 キロワット時をこえ	<u>30 円 62 銭</u>
1,000 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>30 円 62 銭</u>

	(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)				
	<table border="1" data-bbox="774 136 1590 184"> <tr> <td data-bbox="774 136 1391 184">1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td data-bbox="1391 136 1590 184">30円93銭</td> </tr> </table> <p data-bbox="575 195 952 222">ホ 電源構成の特性に関する注記</p> <p data-bbox="614 239 1673 447">当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気（固定価格買取制度を利用して買い取られた再生可能エネルギー電気（以下、「FIT電気」といいます。）を含みます。）で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。</p> <p data-bbox="605 464 1679 537">ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。</p> <p data-bbox="605 554 1679 627">当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p data-bbox="575 644 804 672">ヘ お申込みの中止</p> <p data-bbox="614 688 1673 762">当社は、電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、当プランのお申込みをお断りすることがあります。</p> <p data-bbox="563 825 1050 852">(2) グリーンエコプラン(再エネでんき)C</p> <p data-bbox="575 869 727 896">イ 適用条件</p> <p data-bbox="661 913 1662 987">電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。</p> <p data-bbox="605 1003 1668 1077">(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p data-bbox="605 1094 1668 1436">(ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等から当社または<u>一般送配電事業者等</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>一般送配電事業者等</u>によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p data-bbox="575 1453 1050 1480">ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p data-bbox="635 1497 1673 1661">供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p data-bbox="575 1677 727 1705">ハ 契約容量</p> <p data-bbox="605 1722 1673 1971">(イ) 契約容量は、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めるときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申</p>	1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円93銭	<table border="1" data-bbox="1947 136 2763 184"> <tr> <td data-bbox="1947 136 2564 184">1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td data-bbox="2564 136 2763 184">30円64銭</td> </tr> </table> <p data-bbox="1754 195 2131 222">ホ 電源構成の特性に関する注記</p> <p data-bbox="1792 239 2852 447">当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気（固定価格買取制度を利用して買い取られた再生可能エネルギー電気（以下、「FIT電気」といいます。）を含みます。）で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。</p> <p data-bbox="1783 464 2858 537">ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。</p> <p data-bbox="1783 554 2858 627">当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p data-bbox="1754 644 1982 672">ヘ お申込みの中止</p> <p data-bbox="1792 688 2852 762">当社は、電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、当プランのお申込みをお断りすることがあります。</p> <p data-bbox="1742 825 2228 852">(2) グリーンエコプラン(再エネでんき)C</p> <p data-bbox="1754 869 1905 896">イ 適用条件</p> <p data-bbox="1840 913 2840 987">電灯または小型機器を使用する需要で、原則として、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用いたします。</p> <p data-bbox="1783 1003 2858 1077">(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p data-bbox="1783 1094 2858 1436">(ロ) 1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力の契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備の状況等から当社または<u>一般送配電事業者</u>が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>一般送配電事業者</u>によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。</p> <p data-bbox="1754 1453 2228 1480">ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p data-bbox="1813 1497 2852 1661">供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p data-bbox="1754 1677 1905 1705">ハ 契約容量</p> <p data-bbox="1783 1722 2852 1971">(イ) 契約容量は、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めるときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申</p>	1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円64銭
1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円93銭					
1,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円64銭					

	(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)																																																								
	<p>し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。</p> <p>(ロ) 必要に応じて<u>一般送配電事業者等</u>により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。</p> <p>二 電気料金</p> <p>電気料金は、次により算定いたします。</p> <p>(イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。</p> <p>b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。</p> <p>(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。</p> <p>電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)</p> $= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$ <p>(ハ) 基本料金</p> <p>基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="771 1213 1584 1306"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>297円00銭とし、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>153円00銭を差し引いたもの</td> </tr> </table> <p>(ニ) 電力量料金</p> <p>1か月の電力量料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める当月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="771 1440 1584 1984"> <tr><td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>23円51銭</td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ</td><td>27円95銭</td></tr> <tr><td>300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>29円31銭</td></tr> <tr><td>300キロワット時をこえ</td><td>29円35銭</td></tr> <tr><td>500キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>29円38銭</td></tr> <tr><td>500キロワット時をこえ</td><td>29円42銭</td></tr> <tr><td>700キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>29円46銭</td></tr> <tr><td>700キロワット時をこえ</td><td></td></tr> <tr><td>1,000キロワット時までの1キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>1,000キロワット時をこえ</td><td></td></tr> <tr><td>1,500キロワット時までの1キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>1,500キロワット時をこえ</td><td></td></tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭とし、		153円00銭を差し引いたもの	120キロワット時までの1キロワット時につき	23円51銭	120キロワット時をこえ	27円95銭	300キロワット時までの1キロワット時につき	29円31銭	300キロワット時をこえ	29円35銭	500キロワット時までの1キロワット時につき	29円38銭	500キロワット時をこえ	29円42銭	700キロワット時までの1キロワット時につき	29円46銭	700キロワット時をこえ		1,000キロワット時までの1キロワット時につき		1,000キロワット時をこえ		1,500キロワット時までの1キロワット時につき		1,500キロワット時をこえ		<p>し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約容量の値を引き継ぐことがあります。</p> <p>(ロ) 必要に応じて<u>一般送配電事業者</u>により契約主開閉器が制限できる電流の確認が行われることがあります。</p> <p>二 電気料金</p> <p>電気料金は、次により算定いたします。</p> <p>(イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。</p> <p>b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。</p> <p>(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。</p> <p>電気料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)</p> $= \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$ <p>(ハ) 基本料金</p> <p>基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1952 1213 2766 1306"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>286円00銭とし、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>153円00銭を差し引いたもの</td> </tr> </table> <p>(ニ) 電力量料金</p> <p>1か月の電力量料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める当月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1952 1440 2766 1984"> <tr><td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>23円22銭</td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ</td><td>27円66銭</td></tr> <tr><td>300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>29円02銭</td></tr> <tr><td>300キロワット時をこえ</td><td>29円06銭</td></tr> <tr><td>500キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>29円09銭</td></tr> <tr><td>500キロワット時をこえ</td><td>29円13銭</td></tr> <tr><td>700キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>29円17銭</td></tr> <tr><td>700キロワット時をこえ</td><td></td></tr> <tr><td>1,000キロワット時までの1キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>1,000キロワット時をこえ</td><td></td></tr> <tr><td>1,500キロワット時までの1キロワット時につき</td><td></td></tr> <tr><td>1,500キロワット時をこえ</td><td></td></tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	286円00銭とし、		153円00銭を差し引いたもの	120キロワット時までの1キロワット時につき	23円22銭	120キロワット時をこえ	27円66銭	300キロワット時までの1キロワット時につき	29円02銭	300キロワット時をこえ	29円06銭	500キロワット時までの1キロワット時につき	29円09銭	500キロワット時をこえ	29円13銭	700キロワット時までの1キロワット時につき	29円17銭	700キロワット時をこえ		1,000キロワット時までの1キロワット時につき		1,000キロワット時をこえ		1,500キロワット時までの1キロワット時につき		1,500キロワット時をこえ	
契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭とし、																																																									
	153円00銭を差し引いたもの																																																									
120キロワット時までの1キロワット時につき	23円51銭																																																									
120キロワット時をこえ	27円95銭																																																									
300キロワット時までの1キロワット時につき	29円31銭																																																									
300キロワット時をこえ	29円35銭																																																									
500キロワット時までの1キロワット時につき	29円38銭																																																									
500キロワット時をこえ	29円42銭																																																									
700キロワット時までの1キロワット時につき	29円46銭																																																									
700キロワット時をこえ																																																										
1,000キロワット時までの1キロワット時につき																																																										
1,000キロワット時をこえ																																																										
1,500キロワット時までの1キロワット時につき																																																										
1,500キロワット時をこえ																																																										
契約容量1キロボルトアンペアにつき	286円00銭とし、																																																									
	153円00銭を差し引いたもの																																																									
120キロワット時までの1キロワット時につき	23円22銭																																																									
120キロワット時をこえ	27円66銭																																																									
300キロワット時までの1キロワット時につき	29円02銭																																																									
300キロワット時をこえ	29円06銭																																																									
500キロワット時までの1キロワット時につき	29円09銭																																																									
500キロワット時をこえ	29円13銭																																																									
700キロワット時までの1キロワット時につき	29円17銭																																																									
700キロワット時をこえ																																																										
1,000キロワット時までの1キロワット時につき																																																										
1,000キロワット時をこえ																																																										
1,500キロワット時までの1キロワット時につき																																																										
1,500キロワット時をこえ																																																										

	(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)																								
	<table border="1"> <tr> <td>2,000キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000キロワット時をこえ</td> <td>29円48銭</td> </tr> <tr> <td>3,000キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000キロワット時をこえ</td> <td>29円50銭</td> </tr> <tr> <td>5,000キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>29円52銭</td> </tr> </table>	2,000キロワット時までの1キロワット時につき		2,000キロワット時をこえ	29円48銭	3,000キロワット時までの1キロワット時につき		3,000キロワット時をこえ	29円50銭	5,000キロワット時までの1キロワット時につき		5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円52銭	<table border="1"> <tr> <td>2,000キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000キロワット時をこえ</td> <td>29円19銭</td> </tr> <tr> <td>3,000キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000キロワット時をこえ</td> <td>29円21銭</td> </tr> <tr> <td>5,000キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>29円23銭</td> </tr> </table>	2,000キロワット時までの1キロワット時につき		2,000キロワット時をこえ	29円19銭	3,000キロワット時までの1キロワット時につき		3,000キロワット時をこえ	29円21銭	5,000キロワット時までの1キロワット時につき		5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円23銭
2,000キロワット時までの1キロワット時につき																										
2,000キロワット時をこえ	29円48銭																									
3,000キロワット時までの1キロワット時につき																										
3,000キロワット時をこえ	29円50銭																									
5,000キロワット時までの1キロワット時につき																										
5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円52銭																									
2,000キロワット時までの1キロワット時につき																										
2,000キロワット時をこえ	29円19銭																									
3,000キロワット時までの1キロワット時につき																										
3,000キロワット時をこえ	29円21銭																									
5,000キロワット時までの1キロワット時につき																										
5,000キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円23銭																									
	<p>ホ 電源構成の特性に関する注記</p> <p>当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気（FIT電気を含みます。）で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。</p> <p>ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。</p> <p>当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>へ お申込みの中止</p> <p>電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、お申込みをお断りすることがあります。</p>	<p>ホ 電源構成の特性に関する注記</p> <p>当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気（FIT電気を含みます。）で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。</p> <p>ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。</p> <p>当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>へ お申込みの中止</p> <p>電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、お申込みをお断りすることがあります。</p>																								
	<p>(3) グリーンエコプラン(再エネでんき)動力</p> <p>イ 適用条件</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力が50キロワット未満であって、かつ、契約電流または契約容量と(イ)の契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>一般送配電事業者等</u>がお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(ハ) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用しないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電力</p> <p>(イ) 契約電力は、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された</p>	<p>(3) グリーンエコプラン(再エネでんき)動力</p> <p>イ 適用条件</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力が50キロワット未満であって、かつ、契約電流または契約容量と(イ)の契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、<u>一般送配電事業者</u>がお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(ハ) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用しないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電力</p> <p>(イ) 契約電力は、別紙3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された</p>																								

(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)

値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約電力を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとします。

なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電力の値を引き継ぐことがあります。

(ロ) 一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

二 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)} \\ & = \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,119円80銭
---------------	-----------

(ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める当月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円28銭	17円74銭

ホ 電源構成の特性に関する注記

当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気(FIT電気を含みます。)で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。

(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)

値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、契約電力を別紙3以外の方法で定めることをお客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、需要場所における負荷設備および受電設備の内容ならびに1年間を通じての最大の負荷等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとします。

なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電力の値を引き継ぐことがあります。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

二 電気料金

電気料金は、次により算定いたします。

- (イ) a 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。
- b 別紙1(1)イ(平均燃料価格)によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ(燃料費調整額)によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。

(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)} \\ & = \text{電気料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(ハ) 基本料金

基本料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,086円80銭
---------------	-----------

(ニ) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)に定める当月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	19円20銭	17円66銭

ホ 電源構成の特性に関する注記

当社は、この供給条件による電気の供給に先立ち、この供給条件により供給する電気が再生可能エネルギーにより発電された電気(FIT電気を含みます。)で構成されるよう調達計画を策定いたします。また、あわせて当社が再生可能エネルギー由来の非化石証書を購入し、使用することで、当該電気のCO2排出量を実質的にゼロとします。

	(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)
	<p>ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。</p> <p>当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>へ お申込みの中止</p> <p>電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、お申込みをお断りすることがあります。</p> <p>4 日割計算</p> <p>電気需給約款 15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間が1か月に満たない場合は、次のとおり料金を算定いたします。</p> <p>(1) 基本料金は、別紙4 (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。</p> <p>(2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別紙4 (日割計算の基本算式) (2)により日割計算をいたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>5 電気料金プラン約款の変更および廃止</p> <p>(1) 当社は、電気料金プラン約款を変更する場合には、電気需給約款2 (本約款等の変更) を適用いたします。この場合、電気需給約款2 (本約款等の変更) において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。</p> <p>(2) 当社は、電気料金プラン約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載いたします。</p> <p>(3) 電気料金プラン約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2 (本約款等の変更) (1) および(2)を適用いたします。この場合、電気需給約款2 (本約款等の変更) (1) および(2)において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。</p> <p>(4) 消費税法および地方税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、電気料金プラン約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の本約款によりします。</p>	<p>ただし、電力需給の状況によっては、当社が調達する他の電源で発電された電気を供給する場合があります。当社は、これによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。</p> <p>当社は、当プランの電源構成の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法または当社が適当と判断した方法により公表します。</p> <p>へ お申込みの中止</p> <p>電源構成特性での供給余力の範囲を超えると考えられる場合に、お申込みをお断りすることがあります。</p> <p>4 日割計算</p> <p>電気需給約款 15 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間が1か月に満たない場合は、次のとおり料金を算定いたします。</p> <p>(1) 基本料金は、別紙4 (日割計算の基本算式) (1)により日割計算をいたします。</p> <p>(2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については、別紙4 (日割計算の基本算式) (2)により日割計算をいたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>5 電気料金プラン約款の変更および廃止</p> <p>(1) 当社は、電気料金プラン約款を変更する場合には、電気需給約款2 (本約款等の変更) を適用いたします。この場合、電気需給約款2 (本約款等の変更) において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。</p> <p>(2) 当社は、電気料金プラン約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載いたします。</p> <p>(3) 電気料金プラン約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2 (本約款等の変更) (1) および(2)を適用いたします。この場合、電気需給約款2 (本約款等の変更) (1) および(2)において、「本約款」を「電気料金プラン約款」と読み替えて適用いたします。</p> <p>(4) 消費税法および地方税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、電気料金プラン約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の本約款によりします。</p>
別紙	<p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p>	<p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p>

(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円以上の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月1日から4月30日までの期間

ニ 燃料費調整額

(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円以上の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月1日から4月30日までの期間

ニ 燃料費調整額

(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭3厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」）といたします。およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の使用分から翌年3月の使用分に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出いただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までとします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭3厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」）といたします。および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の使用分から翌年3月の使用分に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出いただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までとします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

	(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)
	<p>3 契約容量および契約電力の算定方法</p> <p>契約容量および契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定いたします。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$ <p>4 日割計算の基本算式</p> <p>日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>次の算定式に適用する日割計算対象日数には、契約開始日および契約終了日を含みます。</p> <p>(1) 基本料金を日割りする場合</p> <p>1か月の基本料金 × (日割計算対象日数/該当月の日数)</p> <p>端数は、小数点以下第3位で切り捨ていたします。</p> <p>(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>イ グリーンエコプラン (再エネでんき)</p> <p>第1段階料金適用電力量</p> $= 120\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数/該当月の日数})$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量</p> $= 80\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数/該当月の日数})$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ、200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第3段階料金適用電力量</p> $= 50\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数/該当月の日数})$ <p>なお、第3段階料金適用電力量とは、200キロワット時をこえ、250キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第4段階料金適用電力量</p> $= 50\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数/該当月の日数})$ <p>なお、第4段階料金適用電力量とは、250キロワット時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第5段階料金適用電力量</p> $= 50\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数/該当月の日数})$ <p>なお、第5段階料金適用電力量とは、300キロワット時をこえ、350キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>	<p>3 契約容量および契約電力の算定方法</p> <p>契約容量および契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定いたします。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$ <p>4 日割計算の基本算式</p> <p>日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>次の算定式に適用する日割計算対象日数には、契約開始日および契約終了日を含みます。</p> <p>(1) 基本料金を日割りする場合</p> <p>1か月の基本料金 × (日割計算対象日数/該当月の日数)</p> <p>端数は、小数点以下第3位で切り捨ていたします。</p> <p>(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>イ グリーンエコプラン (再エネでんき)</p> <p>第1段階料金適用電力量</p> $= 120\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数/該当月の日数})$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量</p> $= 80\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数/該当月の日数})$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ、200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第3段階料金適用電力量</p> $= 50\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数/該当月の日数})$ <p>なお、第3段階料金適用電力量とは、200キロワット時をこえ、250キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第4段階料金適用電力量</p> $= 50\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数/該当月の日数})$ <p>なお、第4段階料金適用電力量とは、250キロワット時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第5段階料金適用電力量</p> $= 50\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数/該当月の日数})$ <p>なお、第5段階料金適用電力量とは、300キロワット時をこえ、350キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>

	(新) 電気料金プラン約款 (2023年4月1日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2022年12月1日実施)
	<p>時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第7段階料金適用電力量 = 500キロワット時 × (日割計算対象日数/該当月の日数)</p> <p>なお、第7段階料金適用電力量とは、1,500キロワット時をこえ、2,000キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第8段階料金適用電力量 = 1,000キロワット時 × (日割計算対象日数/該当月の日数)</p> <p>なお、第8段階料金適用電力量とは、2,000キロワット時をこえ、3,000キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第9段階料金適用電力量 = 2,000キロワット時 × (日割計算対象日数/該当月の日数)</p> <p>なお、第9段階料金適用電力量とは、3,000キロワット時をこえ、5,000キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>ハイまたはロによって算定された第1段階料金適用電力量、第2段階料金適用電力量、第3段階料金適用電力量、第4段階料金適用電力量、第5段階料金適用電力量、第6段階料金適用電力量、第7段階料金適用電力量、第8段階料金適用電力量および第9段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第7段階料金適用電力量 = 500キロワット時 × (日割計算対象日数/該当月の日数)</p> <p>なお、第7段階料金適用電力量とは、1,500キロワット時をこえ、2,000キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第8段階料金適用電力量 = 1,000キロワット時 × (日割計算対象日数/該当月の日数)</p> <p>なお、第8段階料金適用電力量とは、2,000キロワット時をこえ、3,000キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第9段階料金適用電力量 = 2,000キロワット時 × (日割計算対象日数/該当月の日数)</p> <p>なお、第9段階料金適用電力量とは、3,000キロワット時をこえ、5,000キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>ハイまたはロによって算定された第1段階料金適用電力量、第2段階料金適用電力量、第3段階料金適用電力量、第4段階料金適用電力量、第5段階料金適用電力量、第6段階料金適用電力量、第7段階料金適用電力量、第8段階料金適用電力量および第9段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>